

# 平成 25 年度西東京市立学校統合協議会提言書

平成 26 年 2 月

平成 25 年度西東京市立学校統合協議会

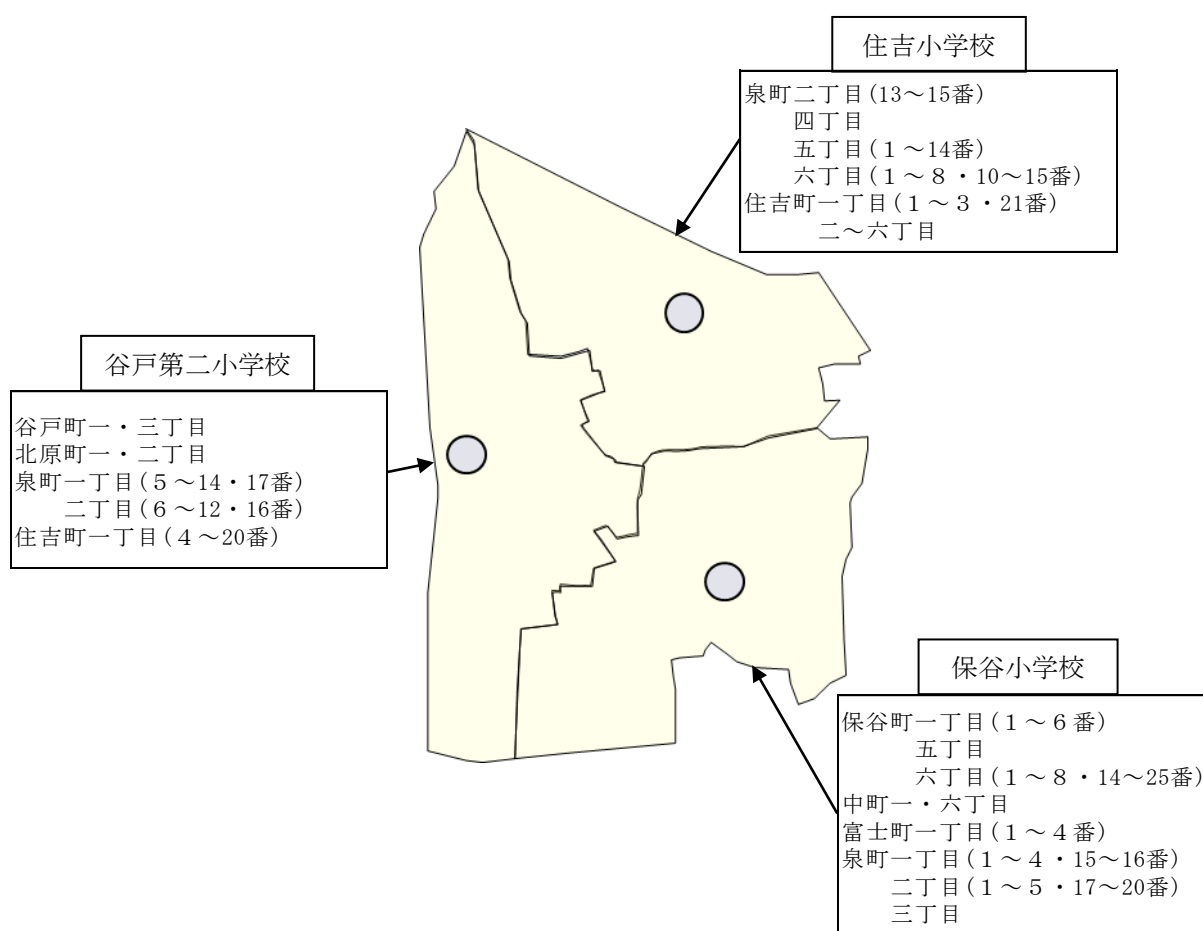


# 提 言

平成 27 年 3 月 31 日に西東京市立泉小学校が閉校となる予定のため、平成 25 年度西東京市立学校統合協議会において協議した結果、同年 4 月 1 日からの同住吉小学校、同保谷小学校及び同谷戸第二小学校（以下「泉小学校隣接校」といいます。）の通学区域を以下の理由により、下図のとおり設定することが望ましいという結論に達しました。

## 理由

- 1 泉小学校の通学区域に住所のある児童が、学校選択制度等を利用して泉小学校隣接校に就学している実態を踏まえた通学区域であるため。
- 2 泉小学校隣接校の児童数の均衡化についても考慮されているため。



## 付帯意見

平成 27 年 4 月 1 日からの泉小学校隣接校の児童数や学級数に注視し、児童の教育環境に配慮した御対応をお願いします。



資料



## 平成25年度西東京市立学校統合協議会設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、平成27年4月1日に西東京市立泉小学校及び住吉小学校を統合するに当たり、平成25年度中に協議すべき課題について学校関係者が意見交換をするために設置する、平成25年度西東京市立学校統合協議会（以下「統合協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 所掌事項

統合協議会は、次に掲げる事項について意見を交換し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 平成27年度からの住吉小学校、保谷小学校及び谷戸第二小学校の通学区域に関すること。
- (2) その他通学区域の設定等について必要なこと。

### 第3 構成

統合協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 西東京市立泉小学校、住吉小学校、保谷小学校及び谷戸第二小学校の児童の保護者 8人以内
  - (2) 前号に掲げる小学校の学校運営連絡協議会等に所属する市民 8人以内
  - (3) 第1号に掲げる小学校の校長（以下「学校長」という。）
- 2 統合協議会の委員の任期は、第2に規定する所掌事項についての意見交換の結果を教育長に提言する日までとする。

### 第4 座長及び副座長

統合協議会に座長及び副座長を置き、座長は学校長のうちから教育長が指名する者をもって充て、副座長は座長が指名する。

- 2 座長は、統合協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第5 会議

統合協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 統合協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、統合協議会の委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### 第6 会議の傍聴

会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、座長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 3 その他会議の傍聴の手續等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

### 第7 謝金

第3第1項第1号及び第2号に規定する委員が会議に出席したときは、日額

2,000円の謝金を支払う。

#### 第8 庶務

統合協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、統合協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。



## 通学区域見直しについて

児童や生徒（以下「児童等」といいます。）が入学する小・中学校は、「西東京市立学校の通学区域に関する規則」により、児童等の住所から指定校が決まります。平成27年3月末に泉小学校が閉校予定であるため、平成27年4月までに当規則を改正する必要があります。

通学区域の見直しについては、これまで「通学区域見直し等に関する地域協議会」を設置し検討してきましたが、今回は統廃合に伴う通学区域の見直しであるため、本統合協議会において通学区域の見直し案を協議することになります。

### 1 通学区域見直しの視点

通学区域を考えるに当たっては次の点に留意してください。

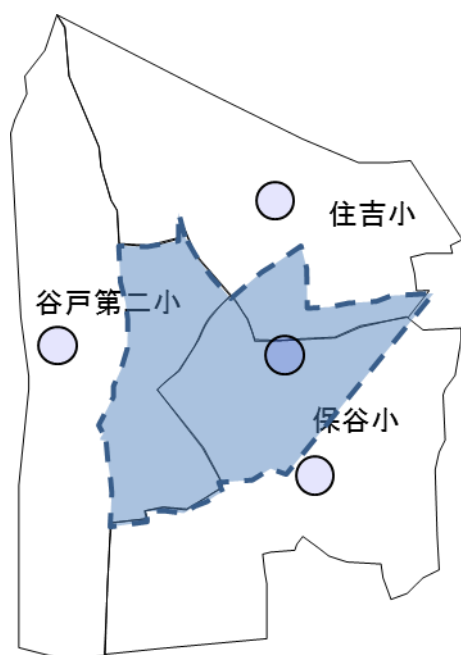
- (1) 通学距離・通学路
- (2) 児童数の均衡
- (3) 通学区域の面積
- (4) わかりやすい区域割

### 2 通学区域見直し案

以下に示された3つの案から、望ましいと思う案を協議してください。

#### **1案** 住所（丁目単位）で区分する場合

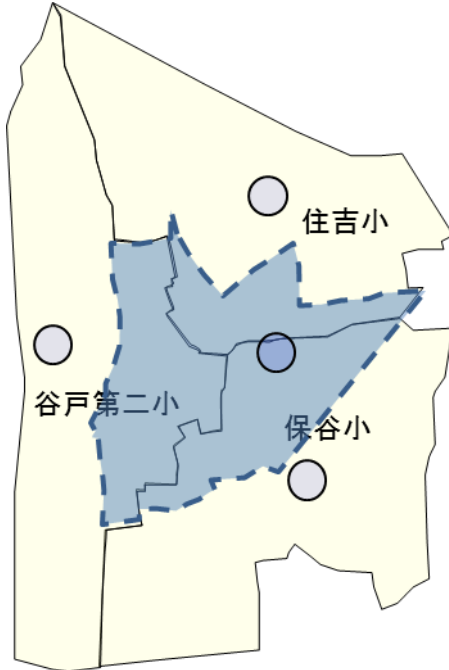
住所の丁目単位で通学区域を区分した案です。



学校名	住所
住吉小学校	泉町4丁目 5丁目(1、10～12番)
谷戸第二小学校	泉町1丁目 住吉町1丁目
保谷小学校	泉町2～3丁目

**2案** **就学状況、通学距離により区分する場合**

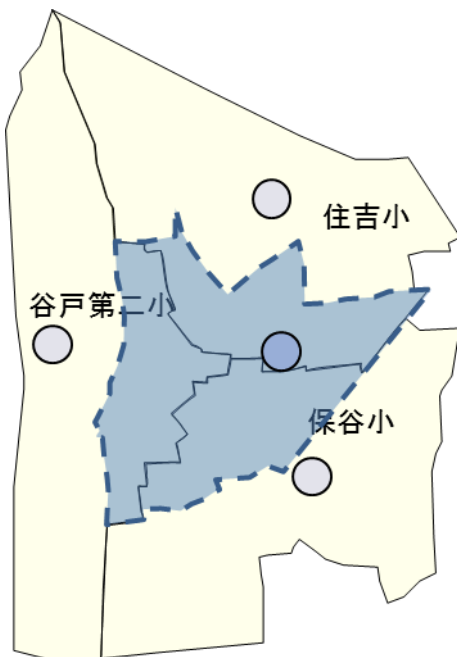
泉小学校区域から隣接校に就学している実態や通学距離を勘案して区分した案です。



学校名	住所
住吉小学校	泉町2丁目(13~15番) 4丁目 5丁目(1、10~12番) 住吉町1丁目(1~3、21番)
谷戸第二小学校	泉町1丁目(5~14、17番) 2丁目(6~12、16番) 住吉町1丁目(4~20番)
保谷小学校	泉町1丁目(1~4、15~16番) 2丁目(1~5、17~20番) 3丁目

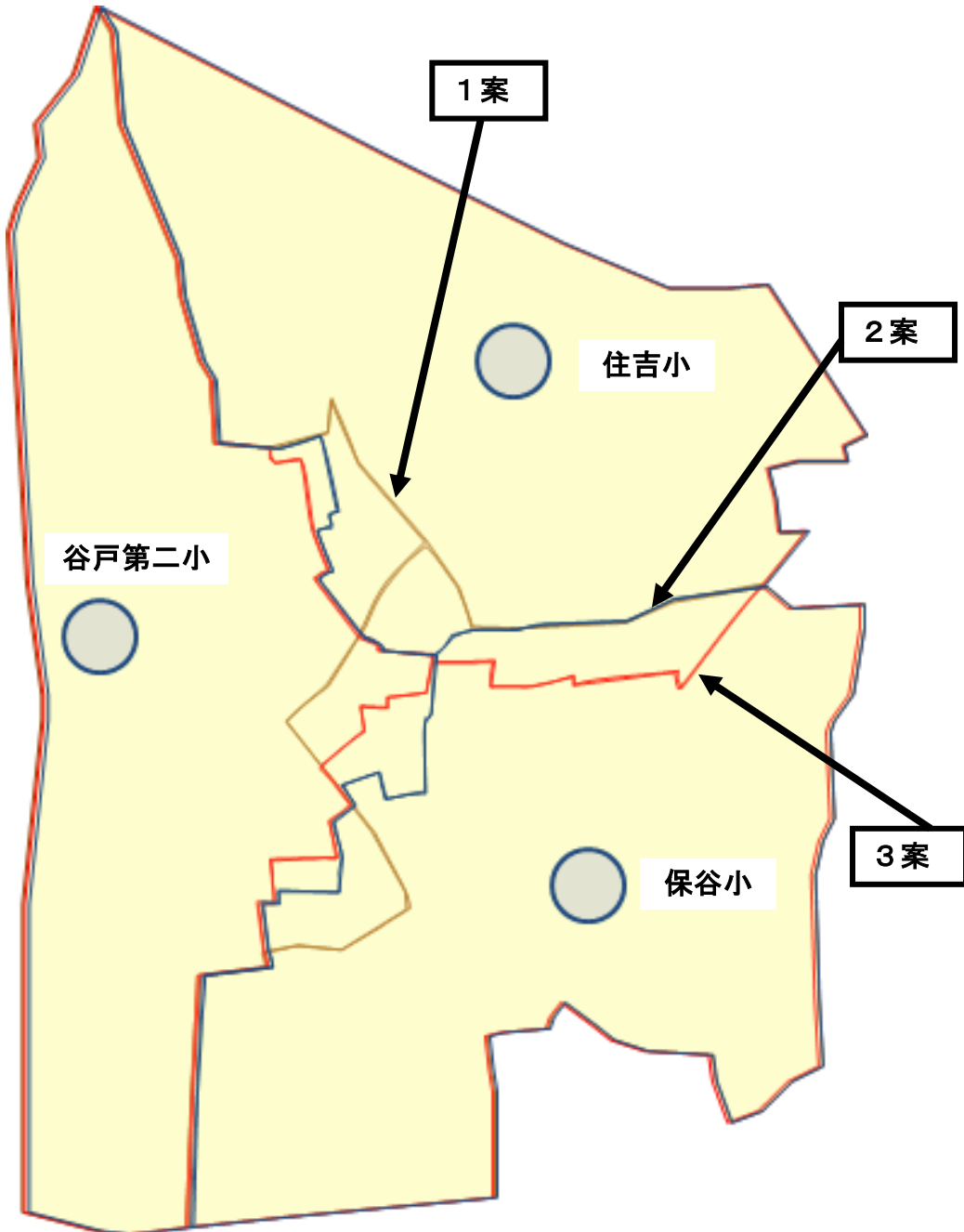
**3案** **面積、通学距離により区分する場合**

分割した面積がほぼ均等になること、また、通学距離を勘案して区分した案です。



学校名	住所
住吉小学校	泉町2丁目(13~15、17番) 3丁目(6、7、10~12番) 4丁目 5丁目(1、10~12番) 住吉町1丁目(1~3、18、20、21番)
谷戸第二小学校	泉町1丁目(5~14番) 2丁目(9~12、16) 住吉町1丁目(4~17、19番)
保谷小学校	泉町1丁目(1~4、15~17番) 2丁目(1~8、18~20番) 3丁目(1~5、8、9、13~17番)

1～3案の図面を重ねたもの



# アンケートシート

このシートは、新たな通学区域の設定等に関して、統合協議会委員の皆様一人ひとりの意向を確認するためにご回答いただくものです。

(※平成26年2月5日(水)までに返信用封筒を用いて、事務局までお送りください。)

アンケートの集計結果をもとに、次回以降に改めてご検討いただきますので、ご協力をお願いします。

- 1 1～3案の見直し案のうち、新しい通学区域として最適だと思うのはどれですか？  
(第1回会議資料6・資料7を参照の上、1つご記入ください。)

案

※適当な選択肢がない場合は、未記入で結構です。

- 2 上記1の見直し案を選択した理由や気になる点などがあれば、ご記入ください。

---

---

---

---

---

平成26年 月 日

平成25年度西東京市立学校統合協議会委員

氏名

(氏名は提出確認のために使用します。集計結果には掲載されません。)

## アンケート調査の集計結果

### 1 調査の概要

- (1) 調査対象 平成 25 年度西東京市立学校統合協議会の委員全員
- (2) 調査目的 委員の通学区域見直し等に関する意向を確認するため
- (3) 調査方法 第1回統合協議会においてアンケート用紙を各委員に配布  
郵送及び学校交換便により回収
- (4) 回答者数 20 人(回収率 100%)

### 2 集計結果

【質問1】 新しい通学区域として最適だと思う案

